

(ISBN 13611-3)

伊藤靖史・伊藤雄司・大杉謙一・齊藤真紀・田中 亘・松井秀征 著
『事例で考える会社法』 追補

2014年11月

2014（平成26）年6月27日に「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が公布された。平成26年会社法改正などにより、本書の内容に補充を要する箇所がある。以下、事例ごとに記載する。

事例①

平成26年改正による特段の変更点はない。 (Saito Maki)

事例②

平成26年改正は解答には影響しない。ただし、公開会社において支配株主の異動を伴う募集株式の発行等がなされる場合について立法上の手当がなされたこと（206条の2。なお、設例では、新株発行の効力が発生した場合におけるBの議決権割合は50%であり、206条の2第1項が定める場合には該当しない）、非公開会社において株主総会決議を経ずになされる株主割当以外による新株発行は無効の瑕疵を帯びる旨を述べる最高裁判例（最判平成24・4・24民集66巻6号2908頁〔商判〈第6版〉I-61〕）があることは、関連知識として確認しておきたい。また、解説中、「見せ金」による新株発行に触れた部分がある（40頁）。平成26年改正法は、仮装の出資がなされた場合につき株式引受人が仮装に係る払込金額の支払義務を負うこと（213条の2第1項）、この義務が履行されるまでは当該引受人は株主の権利を行使できないこと（209条2項）を定めており、仮装の払込みの場合については失権（208条5項）が生じないことを前提としているものと解される。 (Ito Yuji)

事例③

平成26年改正による特段の変更点はない。 (Osugi Kenichi)

事例④

〈設問3〉

平成26年改正により、発起設立における払込みの手続が仮装であった場合、その仮装を行った発起人、そしてその仮装に関与した発起人及び設立時取締役は、仮装した出資にかかる金銭全額の払込みを行わなければならないものとされた(52条の2第1項・2項)。そして、この出資の履行がなされた場合、払込みの仮装を行った発起人は株主としての権利を行使することができるものとされている(同条4項)。

以上の規定を前提とした場合、仮装の払込みがなされた場合、その出資の履行を当然に無効として議論を組み立ててよいかどうか(79頁参照)、注意を要する。この点については、仮装の払込みは原則として無効であるけれども、外形上払込みの事実があることに鑑みて当然失権とはせず(発行された株式自体は有効である)、ただし先の責任が履行されるまで株主権の行使ができないものとされているのだ、との考え方もある(野村修也「資金調達に関する改正」ジュリ1472号[2014年]31頁)。

(Matsui Hideyuki)

事例⑤

平成26年改正によって、略式組織再編に限らず、組織再編の差止めを一般的に認める明文の規定が会社法に置かれることになった。吸収合併等の消滅株式会社等の株主(784条の2)・吸収合併等の存続株式会社等の株主(796条の2)・新設合併等の消滅株式会社等の株主(805条の2)が、そのような差止請求をすることができる。

改正前の略式組織再編の差止めのルールも、これらの規定に吸収された。略式組織再編の差止めが認められるための要件に変更はなく、①当該組織再編が法令または定款に違反する場合、または、②組織再編対価が著しく不当である場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときに、差止めが認められる(784条の2第1号2号・796条の2第1号2号)。

これに対して、略式組織再編以外の組織再編の差止めは、上記の①の場合に株主が不利益を受けるおそれがあるときにのみ認められる(784条の2第1号・796条の2第1号・805条の2)。略式組織再編でなければ、組織再編対価が著しく不当であるというだけでは、これらの規定による差止めは認められないのである。そして、本事例では、甲会社・乙会社の合併に法令違反はなく、Xがこ

これらの規定による差止めを請求しても認められないと考えられる。他方で、これらの規定の新設によって、従来用いられてきた法的構成による差止請求が許容されなくなったわけではない（「会社法制の見直しに関する中間試案の補足説明」第2部第5参照）。したがって、解説のⅣで説明したような法的構成による差止請求をすることは、平成26年改正後も可能である。（Ito Yasushi）

事例⑥

平成26年改正による特段の変更点はない。（Tanaka Wataru）

事例⑦

平成26年改正による特段の変更点はない。（Osugi Kenichi）

事例⑧

解説のⅡ2で説明した経営判断原則に関連して、最判平成22・7・15判時2091号90頁（百選52、商判〈第6版〉I-120）については、注13で簡単に触れるにとどめた。同判決では、ある会社がその子会社を完全子会社化するために、少数株主の有する株式を買い取ったが、その際の価格を、買取りの時点での株式評価額等ではなく、子会社設立時の払込金額としたことについて、取締役が任務懈怠責任を負うかが問題になった。これについて、最高裁判所は、「本件取引は、……事業再編計画の一環として……行われたものであるところ、このような事業再編計画の策定は、完全子会社とすることのメリットの評価を含め、将来予測にわたる経営上の専門的判断にゆだねられていると解される。そして、この場合における株式取得の方法や価格についても、取締役において、株式の評価額のほか、取得の必要性、参加人の財務上の負担、株式の取得を円滑に進める必要性の程度等をも総合考慮して決定することができ、その決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではないと解すべきである」と述べ、結論として、取締役に善管注意義務違反はなかったとした。同判決によって、最高裁判所は、民事事件においてはじめて、経営判断原則を明示的に認めたものと考えられている。

上記の引用部分では、「その決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではない」という表現がされている。これは、経営判断の過程と内容を区別し、過程については「不注意な誤り」

がなかったか、内容については「著しい不合理」がなかったかを基準にするとしていた多くの下級審裁判例の表現（解説のⅡ 2(1)参照）とは異なる。もっとも、このような表現の相違にどれだけ大きな意味があるのかは疑問である（同判決については、百選 52 の解説〔吉原和志〕、伊藤靖史「判批」商事 2009 号〔2013 年〕51 頁参照）。
(Ito Yasushi)

事例⑨

平成 26 年改正による特段の変更点はない。
(Ito Yuji)

事例⑩

平成 26 年改正による特段の変更点はない。
(Ito Yuji)

事例⑪

「事業の譲渡等」（467 条以下）には平成 26 年改正による変更点があるが、本問および解説については特段の変更点はない。
(Osugi Kenichi)

事例⑫

平成 26 年改正により導入された監査等委員会設置会社においては、監査等委員会の承認を受けた利益相反取引（監査等委員が利益相反関係にある場合を除く）については、任務懈怠の推定にかかる 423 条 3 項が適用されない（423 条 4 項）。しかし、本問は監査役設置会社に関するものであるため、改正による影響はない。
(Saito Maki)

事例⑬

平成 26 年改正による特段の変更点はない。
(Matsui Hideyuki)

事例⑭

本事例そのものやその解答について、補充を要する点は特にない。

解説のⅡ 1 の記述との関係では、本書刊行後に、募集株式の発行等の無効事由に関する最高裁判所の重要な判例が出現したことに注意を要する。すなわち、最判平成 24・4・24 民集 66 巻 6 号 2908 頁（商判〈第 6 版〉I-61）は、①「非公開会社については、その性質上、会社の支配権に関わる持株比率の維持に係

る既存株主の利益の保護を重視し、その意思に反する株式の発行は株式発行無効の訴えにより救済するというのが会社法の趣旨と解されるのであり、非公開会社において、株主総会の特別決議を経ないまま株主割当て以外の方法による募集株式の発行がされた場合、その発行手続には重大な法令違反があり、この瑕疵は上記株式発行の無効原因になると解するのが相当である」と述べ、その上で、②「非公開会社が株主割当て以外の方法により発行した新株予約権に株主総会によって行使条件が付された場合に、この行使条件が当該新株予約権を発行した趣旨に照らして当該新株予約権の重要な内容を構成しているときは、上記行使条件に反した新株予約権の行使による株式の発行は、これにより既存株主の持株比率がその意思に反して影響を受けることになる点において、株主総会の特別決議を経ないまま株主割当て以外の方法による募集株式の発行がされた場合と異なるところはないから、上記の新株予約権の行使による株式の発行には、無効原因があると解するのが相当である」と述べた。同判決の事案の解決に直接関係する判示は②だが、①も最高裁判所の判例法理になったと考えてよい。

もっとも、①の判例法理は、非公開会社の株主割当て以外の方法による募集株式の発行についてのものであり、本事例で問題になっている上場会社を含む公開会社には及ばない。したがって、上場会社を含む公開会社については、解説のⅡ 1の説明に変更はない。上記最判によって、募集株式の発行等の無効事由に関する最高裁判所の判例法理は、非公開会社の場合と公開会社の場合とで、大きく異なるものになったということである。 (Ito Yasushi)

事例⑤

平成 26 年改正による特段の変更点はない。 (Tanaka Wataru)

事例⑥

〈設問 2〉 ②

平成 26 年改正により、株主名簿閲覧謄写請求 (315 頁以下) について、改正前 125 条 3 項 3 号が削除された。その結果、実質的競争関係にあることが閲覧拒絶事由ではなくなったことに注意を要する。 (Matsui Hideyuki)

事例⑰

「内部統制システムの大綱の決定」(362条4項6号)には平成26年改正による変更点があるが、本問および解説については特段の変更点はない。

(Osugi Kenichi)

事例⑱

平成26年改正による特段の変更点はない。

(Saito Maki)

事例⑲

本事例は、直接的には、ゴルフクラブ会員を害するような事業譲渡・会社分割が行われる場合に、主に会社法22条1項の類推適用によって、譲受会社・設立会社に預託金返還請求ができないかを問うものである。ここでの問題をより一般的に表現すれば、詐害的な事業譲渡・会社分割が行われた場合に、会社債権者をどう保護するかということになる(この点で、会社分割における会社債権者の保護について扱う事例23とは、扱われる問題が共通している)。

詐害的な事業譲渡・会社分割については、平成26年改正によって、これに対処する規定が新設された。すなわち、事業の譲渡会社が、譲受会社に承継されない債務の債権者(残存債権者)を害することを知って事業を譲渡した場合、残存債権者は、その譲受会社に対して、(譲受会社が)承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、その譲受会社が事業の譲渡が効力を生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りではない(以上、23条の2第1項。商法18条の2にも同様の定めが置かれた)。会社分割についても、同様に、承継会社・設立会社の責任を認める規定が設けられた(759条4項・764条4項。承継会社・設立会社が持分会社である場合について、761条4項・766条4項)。もっとも、このような規定の新設によって、従来のような詐害行為取消権や法人格否認の法理による詐害的な事業譲渡・会社分割への対処(これについては、最判平成24・10・12民集66巻10号3311頁と、同判決についての商判〈第6版〉I-173のコメント参照)が認められなくなるわけではない(岩原紳作『「会社法制の見直しに関する要綱案」の解説〔V〕』商事1979号〔2012年〕14～15頁注48)。

本事例では、平成26年改正後は、Xは、上に挙げた規定のうち、〈問1〉では23条の2第1項、〈問2〉では764条4項を用いて、Y会社に本件預託金の

返還を請求することが考えられる。そのような請求が認められるかどうかは、主に、Y 会社が〈問 1〉の事業譲渡・〈問 2〉の会社分割を残存債権者「を害することを知って」したといえるかどうか（詐害的な事業譲渡・会社分割かどうか）で決まる。これについての判断は、詐害行為取消権に関する民法 424 条 1 項本文にいう「債権者を害する」法律行為かどうかの判断と同様に行われる（「会社法制の見直しに関する中間試案の補足説明」第 2 部第 6 の 1 参照）。民法 424 条の要件について、本事例の解説では、II 3 で簡単に触れている。実際の判例でどのような要素をもとにどのような判断が行われたのかについては、上記最判平成 24・10・12 とその原審・原々審判決（民集 66 卷 10 号 3329 頁以下）等が参考になる。

(Ito Yasushi)

事例⑳

(1) 386 頁注 5 で指摘した、株主が利息を得る目的で株式買取請求をするという問題に対処するため、平成 26 年改正により、価格決定前に会社が公正な価格と認める額の支払ができるものとする制度（仮払い）が設けられた（786 条 5 項・798 条 5 項・807 条 5 項）。また、株式買取請求による株式の買取りの効力は、組織再編の種類を問わず、組織再編の効力発生日（新設型組織再編の場合は、設立会社の成立の日）に生ずるものと改められた（786 条 6 項・798 条 6 項・807 条 6 項）。

(2) 本問のような独立当事会社間の組織再編については、最決平成 24・2・29 民集 66 卷 3 号 1784 頁（商判〈第 6 版〉I-165、テコモ事件）が、当事会社間で合意された組織再編の条件を原則として尊重する形で、公正な価格を決定すべきとの判断を示している。森まどか・平成 24 年度重要判例解説（ジュリ 1453 号）101 頁参照。

(Tanaka Wataru)

事例㉑

平成 26 年改正による特段の変更点はない。

(Ito Yuji)

事例㉒

〈設問 2〉

全部取得条項付種類株式について、裁判所に対して取得価格決定の申立てが

なされた場合、平成 26 年改正は、その決定がなされるまで、株式会社において「公正な価格と認める額」を株主に対して支払うことができる旨の規定を置いている。この点は、取得価格の決定に際して、「公正な価格」が判断基準となることが会社法に規定されたとも評価できる（434 頁及び 435 頁注 15 参照）。

なお、同改正により、その取得について法令・定款違反があった場合にかかる差止請求の制度が導入されたが（171 条の 3 参照）、この点に関する本問及び解説についての特段の変更はない。（Matsui Hideyuki）

事例⑳

最判平成 24・10・12 民集 66 卷 10 号 3311 頁（商判〈第 6 版〉I-173）は、詐欺的な新設分割がなされた場合に、新設された会社にその債権にかかる債務が承継されず、新設分割の債権者異議手続の対象外とされた分割会社の債権者は、詐害行為取消権を行使して、新設分割の効力を否定することができるとした。この判決の射程は、詐欺的な吸収分割にも及ぶと思われる。また、解説 V 3(4)の取消しの範囲・効果（456 頁）について、同判決は、債権の保全に必要な限度で、設立会社への権利の承継の効力を否定することができるとしている。

平成 26 年改正においては、詐欺的な会社分割が行われた場合の分割会社の残存債権者に対する承継会社・設立会社の責任に関する規定が設けられた（759 条 4 項～7 項・761 条 4 項～7 項・764 条 4 項～7 項・766 条 4 項～7 項。詐欺的事業譲渡・営業譲渡についても、同様の法的手当がなされている）。改正後も、会社分割が詐害行為取消権の対象となるかは、解釈論に委ねられている。

また、同改正により、個別催告を受けなかった債権者に対する法定責任は、「結果として」個別催告を受けなかったすべての者を対象とすること、言い換えれば、会社が個別催告をすべき相手方であったかどうかを問わないこと（ただし、二重の公告により個別催告が省略される場合には、個別催告を受けなかった不法行為債権者に限定されること）が明らかにされた（759 条 2 項 3 項・761 条 2 項 3 項・764 条 2 項 3 項・766 条 2 項 3 項）。これにより、解説 IV 1(2)（446 頁）・2（447 頁）で指摘した問題点は解決された。（Saito Maki）

事例㉑

平成 26 年改正による特段の変更点はない。（Tanaka Wataru）

以上